２０２６年（令和８年）
健康安全部

台風接近時等の学校の対応

前日の時点で危険が予想される場合

教育委員会と幼稚園・小・中学校校長会議で協議した後、対応(休業・登下校時間の変更)が決定される。その後、メール配信で臨時休業等のメール配信を行う。

当日の時点で危険が予想される場合

午前６時の時点で警報発令の場合、校長は警報の種類や地域の状況に応じて、近隣校と連携し、対応(休業・登下校時間の変更)の検討を行う。
午前６時３０分までに、小学校から学事課・保護者へ対応の連絡をする。

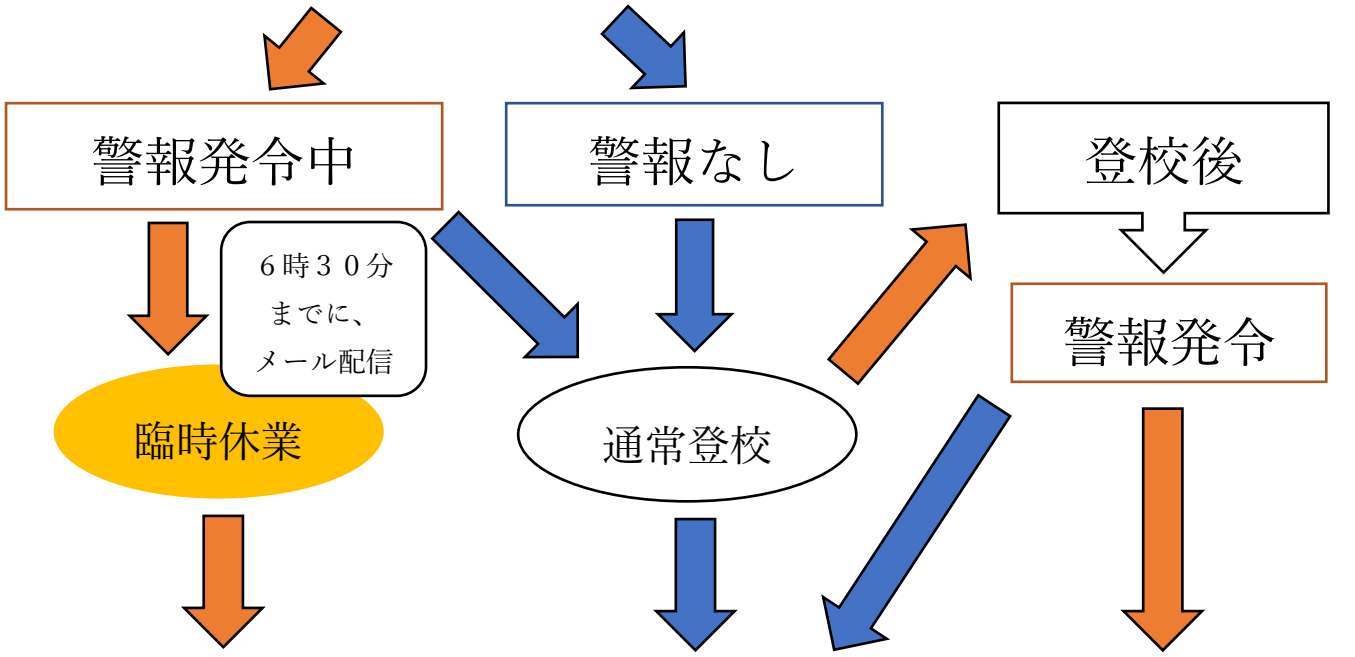

臨時休業の決定後は、原則として、途中から登校させることはしない。また、安全管理のため、子どもだけでの外出厳禁とする。

台風等の影響で通学路の危険が考えられる場合は、下校時に職員が引率する。職員は地域別児童会の登校班をそれぞれ引率する。

保護者引き渡しによる下校

保護者への連絡をメール配信で行う。

登校班の担当職員

１－１　三島	１－２　高山	２―１，２－２　赤坂	３，４　橘高
５，６　吉岡　井上	７，８　大畠	９－１，９－２　宮岡	１０－１　平松
１０－２　坂口	相方　上野　城山　光成		